



平成27年2月13日

平成27年第1回県議会定例会 条例案等の概要

	ページ
I 提出予定議案の概要……………	1
II 主な条例案等……………	1
III その他の提出予定議案……………	10

神奈川県

I 提出予定議案の概要

区 分	平成27年度関係	平成26年度関係	計
条 例 の 制 定	4 件	1 件	5 件
条 例 の 改 正	30 件	10 件	40 件
工事請負契約の変更	一 件	2 件	2 件
指定管理者の指定の変更	1 件	一 件	1 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
訴 訟 の 提 起	一 件	3 件	3 件
そ の 他	2 件	6 件	8 件
計	38 件	23 件	61 件

II 主な条例案等

<平成27年度関係>

【条例の制定】

○ 指定管理者制度を導入する宮ヶ瀬湖周辺施設に関するもの3条例（資料1参照）

宮ヶ瀬湖の水質や自然環境の保全を図りつつ、周辺地域の活性化を図るため、周辺施設を一体的に管理する指定管理者制度を導入することから、施設の設置、管理等に関する条例を制定する。

- ① 神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例
- ② 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例
- ③ 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例

① [政策局政策部土地水資源対策課 TEL 045-210-3100]

② [環境農政局水・緑部自然環境保全課 TEL 045-210-4301]

③ [教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

○ 神奈川県競輪組合承継基金条例（資料5参照）

神奈川県競輪組合の解散に伴う清算事務に必要な資金として、県に基金を設置するため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2290]

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3条例（資料2参照）

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可について（資料3参照）

県が指示した第二期中期目標（平成27年度から平成31年度まで）を達成するために、神奈川県立病院機構が策定した中期計画について認可する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

<平成26年度関係>

【条例の制定】

- 神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例（資料4参照）
運転免許試験場を利用して、長期間運転をしていない者などが自動車の運転練習をする際の手数料の徴収等に関し、条例を制定する。
[警察本部運転免許本部試験課 TEL 045-211-1212 内線785-411]

【その他】

- 神奈川県競輪組合の解散について（資料5参照）
- 神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分について（資料5参照）
神奈川県競輪組合が行っている競輪事業を平成26年度限りで廃止し、同組合を解散するため、組合の解散及び財産の処分について、構成団体である横浜市及び横須賀市と協議する。
[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2290]
- 不動産の処分について（資料6参照）
県有財産である花月園競輪場跡地を、独立行政法人都市再生機構に売却する。
[総務局財産経営部財産経営課 TEL 045-210-2501]

指定管理者制度を導入する宮ヶ瀬湖周辺施設に関するもの3条例の概要

1 目的

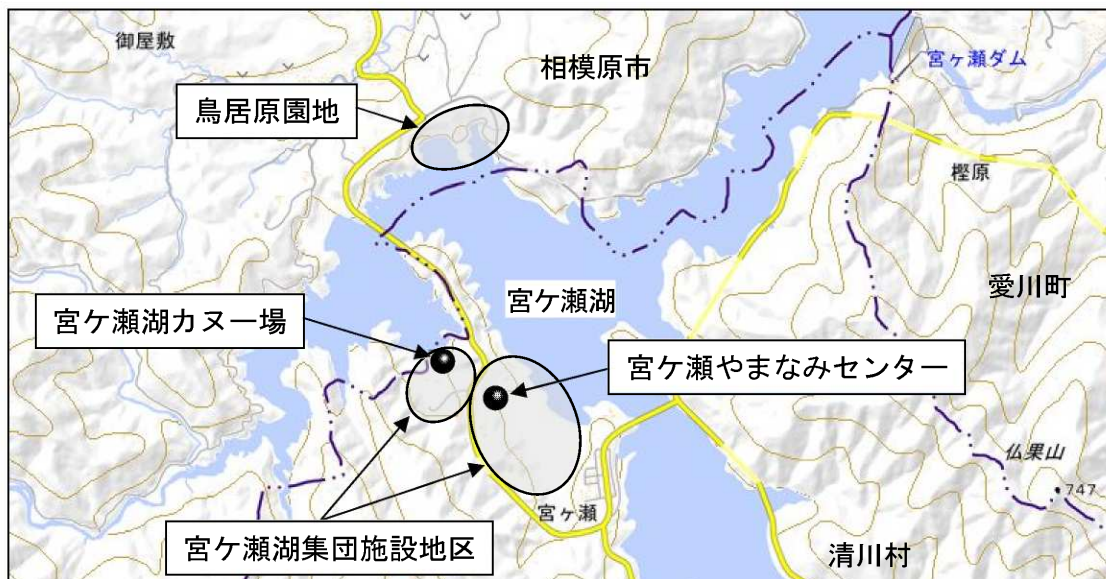
宮ヶ瀬湖の水質や自然環境の保全を図りつつ、周辺地域の活性化を図るため、周辺施設を一体的に管理する指定管理者制度を導入することから、施設の設置、管理等に関する条例を制定する。

2 内容

(1) 制定する条例

- ア 神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例
- イ 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例
- ウ 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例

【宮ヶ瀬湖周辺施設 位置図】



(2) 施設の設置目的

ア 宮ヶ瀬やまなみセンター

水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設として設置する。

イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設として設置する。

ウ 宮ヶ瀬湖カヌー場

県民にカヌー等に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するための施設として設置する。

(3) 指定管理者による管理

施設の維持管理に関する業務、利用の承認等に関する業務等は、条例に定める基準により指定管理者に行わせるものとする。

(4) 休館日及び開館時間等

ア 宮ヶ瀬やまなみセンター

- ・休館日：月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

12月29日から翌年の1月3日までの日

- ・開館時間：午前9時30分から午後5時まで

イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

(ア) 野外音楽堂

- ・供用時間：午前9時30分から午後5時まで

(イ) 駐車場

- ・開場時間：午前9時から午後5時まで

ウ 宮ヶ瀬湖カヌー場

- ・休場日：月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときを除く）

休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く）

12月29日から翌年の1月3日までの日

- ・開場時間：1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 午前9時から午後4時30分まで

5月1日から9月30日まで 午前7時から午後5時30分まで

(5) 利用の承認及び利用料金の納付

- ・ 条例に定める施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受け、承認を受けた者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- ・ 利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めるととし、指定管理者の収入とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

ただし、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の区域の告示の規定は公布の日、指定管理者の指定等に係る規定等は平成27年5月25日。

問い合わせ先

(宮ヶ瀬やまなみセンター条例について)

政策局政策部土地水資源対策課 課長 田代 電話 045-210-3100

(宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例について)

環境農政局水・緑部自然環境保全課 課長 秋山 電話 045-210-4301

(宮ヶ瀬湖カヌー場条例について)

教育局生涯学習部スポーツ課 課長 浦邊 電話 045-210-8370

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (平成27年度) A	現 行 (平成26年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,461 人	7,481 人	△20 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,002	△ 1	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	800	800	0	
	教育委員会の所管に 属する学校	校長及び教員	12,382	12,181	201
		その他の職員	1,149	1,156	△ 7
		小 計	13,531	13,337	194
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
	合 計	22,972	22,799	173	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	24,553	24,531	22	
	中 学 校	13,536	13,538	△ 2	
	特 別 支 援 学 校	1,555	1,517	38	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計	39,663	39,605	58	
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	390	388	2
		警 部	919	916	3
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,365	9,329	36
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,909	4,890	19
		小 計	15,583	15,523	60
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,684	1,686	△ 2	
	合 計	17,267	17,209	58	
総 計	79,902	79,613	289		

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可 について

1 目的

県が指示した第二期中期目標を達成するため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が策定した中期計画について認可する。

2 内容

(1) 中期計画の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

(2) 中期計画の基本的な考え方

- 高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、新たな治療法に積極的に取り組むための体制の強化、優秀な人材の確保や人材育成機能を充実する。
- 経営基盤体制の確保に向けた効率的かつ効果的な業務運営体制を強化する。
- 中期計画の達成状況をより一層客観的に判断するため、現行の中期計画と比較してより多くの数値目標を設定する。(現行中期計画：6項目・第二期中期計画：30項目)

(3) 各病院の具体的な取組みと主な目標値

ア 足柄上病院

地域医療機関や在宅療養支援機関と連携し地域包括ケアシステムに対応した医療の提供

- 在宅療養後方支援病院としての登録累計患者数：平成31年度 200人
- 退院患者（75歳以上）の在宅復帰率：平成31年度 86.0%

イ こども医療センター

小児がん拠点病院として、患者に対する先進的かつ集学的治療に取り組む

- NICU（新生児集中治療室）新規入院患者数：平成31年度 430人
- 小児がん患者新規入院患者数：平成31年度 70人

ウ 精神医療センター

精神科24時間救急の基幹病院として精神科救急医療の実施

- 救急病棟入院延患者数：平成31年度 23,000人
- 集団治療プログラム延患者数：平成31年度 2,300人

エ がんセンター

平成27年12月に治療開始する重粒子線治療の円滑な運営及び漢方サポートセンターにおける東洋医学の推進

- 重粒子線治療件数：平成31年度 660件
- 漢方サポートセンター外来患者数：平成31年度 3,600人

オ 循環器呼吸器病センター

COPD（慢性閉塞性肺疾患）や間質性肺炎の診療体制の充実強化

- 間質性肺炎新規外来患者数：平成31年度 300人
- 呼吸リハビリテーション件数：平成31年度 10,600件

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部県立病院課

課長 橋本 電話 045-210-5040

病院機構グループ 荒井 電話 045-210-5047

資料 4

神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例案の概要

1 目的

神奈川県警察自動車運転免許試験場を利用して、長期間運転していない者などへの自動車の運転練習を県が実施することに伴い、運転練習の手数料の徴収に必要な事項を定める条例を制定する。

2 内容

(1) 手数料の概要

運転練習希望者に対して、運転免許試験場で運転練習を実施するための予約受付や当日の準備片付に係る事務、自動車の使用及び運転練習を指導する者を必要とする場合の指導員に係る手数料を新設する。

(2) 手数料の額

区 分	手 数 料	備 考
大型自動車(トラック型)	4,050 円 (8,550 円)	※ 運転練習 1 回の金額
大型自動車(バス型)	4,050 円 (8,950 円)	※ 手数料欄の()書きは、
中型自動車(トラック型)	4,050 円 (8,300 円)	知事が提供する自動車を使用する場合
中型自動車(バス型)	4,050 円 (8,700 円)	
普通自動車	3,700 円 (6,250 円)	※ 運転練習の指導員を必要とする場合は、それぞれの金額に 2,350 円を加算
けん引自動車	4,050 円 (7,650 円)	
大型特殊自動車	4,050 円 (8,100 円)	

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

問い合わせ先

警察本部交通部運転免許本部試験課 矢後 電話 045-211-1212 内線 785-411

競輪事業の廃止に伴う神奈川県競輪組合の解散等について

「神奈川県競輪組合」の構成団体である県、横浜市及び横須賀市は、平成26年度限りで競輪事業を廃止し、組合を解散することとしたことから、所要の手続きを行う。

1 神奈川県競輪組合の解散<平成26年度関係>

地方自治法第288条の規定に基づき神奈川県競輪組合を解散することについて、横浜市及び横須賀市と協議するため、同法第290条の規定により県議会の議決を得ようとするもの。

(協議の内容)

平成27年3月31日限りで神奈川県競輪組合を解散する。

2 神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分<平成26年度関係>

地方自治法第289条の規定に基づき神奈川県競輪組合の解散に伴う財産の処分を行うことについて、横浜市及び横須賀市と協議するため、同法第290条の規定により県議会の議決を得ようとするもの。

(協議の内容)

- (1) 組合の解散時における剰余金、未収入金及び未支出金の清算事務は、県が承継する。
- (2) 解散時に組合が所有する神奈川県競輪組合財政基金は、清算事務を承継する県が神奈川県競輪組合承継基金として承継する。
- (3) 清算事務により剰余金又は不足金が生じたとき及び清算事務終了後、基金を廃止する際に残額があるときは、次に定める割合により、構成団体に配分し、又は負担する。

県 100分の56.14 横浜市 100分の28.07 横須賀市 100分の15.79

3 神奈川県競輪組合承継基金条例の制定<平成27年度関係>

(1) 目的

神奈川県競輪組合の解散に伴う清算事務に必要な資金として、県に基金を設置するため、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定める。

(2) 内容

- ア 基金の名称を「神奈川県競輪組合承継基金」とする。
- イ 基金に積み立てる額は予算において定める額とする。
- ウ 基金は、神奈川県競輪組合の解散に伴う清算事務に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(3) 施行期日

平成27年4月1日

問い合わせ先

総務局財政部財政課 資金・公営事業組合担当課長 落合 電話 045-210-2290

不動産の処分について

1 目的

花月園競輪場跡地について、独立行政法人都市再生機構が主体となる防災公園街区整備事業による活用を図るため、当該法人に売却する。

2 内容

(1) 土地

所在地 横浜市鶴見区鶴見一丁目1番1号ほか25筆
地積 66,729.48平方メートル
地目 宅地

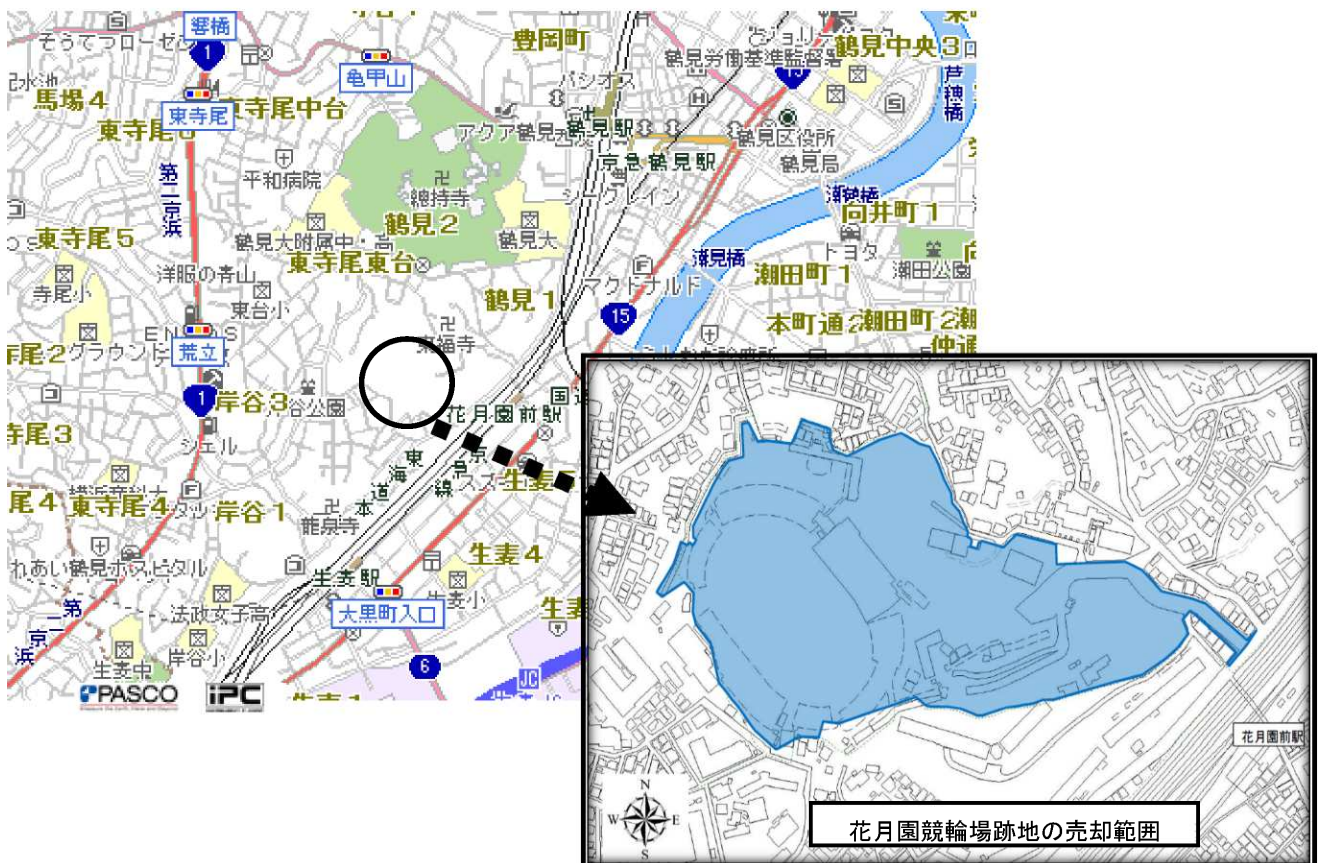
(2) 売却金額

25億3,255万827円

(3) 売却の相手方

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 新居田 滝人



問い合わせ先

総務局財産経営部財産経営課 課長 小島 電話 045-210-2501

Ⅲ その他の提出予定議案

<平成27年度関係>

【条例の改正】

- **神奈川県行政手続条例及び神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例**
行政手続法の一部改正により、法令違反の事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための手続きが定められたことなどを踏まえ、所要の改正を行う。
[政策局政策部政策法務課 TEL 045-210-2410]
- **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
条例に基づき市町村に移譲していた事務の一部が法令に基づく市町村の事務とされたこと等に伴い、移譲対象事務を削除するなど、所要の改正を行う。
[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]
- **神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例**
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な措置を講じるなど、所要の改正を行う。
[政策局情報企画部情報公開課 TEL 045-210-3710]
- **教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職とされたことに伴い、教育長の給与、勤務条件等に関し、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]
- **附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**
医療介護総合確保推進法の制定による歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士国家試験の実施主体が県から国に変更されたことに伴い、知事の附属機関である「神奈川県歯科技工士国家試験委員」を廃止するため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]
- **特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例**
神奈川県競輪組合の解散及び神奈川県都市用地対策事業会計の廃止に伴い、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]
- **産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例**
神奈川県産業集積促進方策2010（インベスト神奈川2ndステップ）の取組期間を1年間延長することに伴い、同方策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。
[総務局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]
- **指定管理業務等の見直しに関するもの4条例**
平成28年4月からの次期指定管理者が行う業務等の見直しに伴い、指定の基準、施設の管理や利用料金について、所要の改正を行う。
 - ① **神奈川県立21世紀の森条例の一部を改正する条例**
② **神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例**
③ **神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例**
④ **神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例**
 - ① [環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]
 - ② [環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]
 - ③ [産業労働局労働部労政福祉課 TEL 045-210-5730]
 - ④ [教育局支援部子ども教育支援課 TEL 045-210-8212]

○ 医療・福祉に係る養成施設等の指定に関するもの3条例

第4次一括法による法改正により、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等の指定・監督等の事務が国から県に移譲されたことに伴い、養成施設等の指定者を知事とするため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- ② 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

①② [保健福祉局保健医療部保健人材課 TEL 045-210-4742]

③ [保健福祉局福祉部地域福祉課 TEL 045-210-4740]

○ 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

医療介護総合確保推進法の制定による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防サービス事業者指定申請手数料及び介護サービス情報調査手数料に関し、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部介護保険課 TEL 045-210-4801]

○ 介護保険サービス等の基準改正を行うもの6条例

介護保険法の一部改正等に伴い、条例に委任されている指定居宅サービス等の基準について所要の改正を行う。

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ④ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

①② [保健福祉局福祉部高齢施設課 TEL 045-210-4850]

③④⑤⑥ [保健福祉局福祉部介護保険課 TEL 045-210-4801]

○ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、特例として通いサービスを障害児に提供する場合は、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]

○ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、特例として通いサービス及び宿泊サービスを障害者等に提供する場合は、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]

○ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

インターネット決済など、宿泊料金の支払い方法の多様化に対応するため、構造設備の基準及び衛生措置の基準について、所要の改正を行う。

[保健福祉局生活衛生部環境衛生課 TEL 045-210-4930]

○ 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

県の風致地区条例の廃止に伴い、引用する規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市整備課 TEL 045-210-6200]

- **神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例**
建築士法の一部改正に伴い、建築士事務所登録手数料の額の見直しをするなど、所要の改正を行う。
[県土整備局建築住宅部建築安全課 TEL 045-210-6250]

- **警察組織に関する条例の一部を改正する条例**
横須賀警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正を行う。
[警察本部警務課企画室 TEL 045-211-1212 内線2691]

【指定管理者の指定の変更】

緊急財政対策により民間への移譲について検討するとして県有施設について、引き続き調整を要するため、指定管理期間を1年間延長する。

施設の名 称	指定期間		指定管理者の名 称
	変更後	変更前	
秦野精華園	H18. 4. 1～H29. 3. 31	H18. 4. 1～H28. 3. 31	社会福祉法人 かながわ共同会

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]

【市町負担金】

- **建設事業等に対する市町負担金**
県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。
[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]
[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]
[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

- **包括外部監査契約の締結**
包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。
[総務局総務室 TEL 045-210-2120]

<平成26年度関係>

【条例の改正】

- **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**
第4次一括法の制定による食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正等に伴い、食鳥処理衛生管理者の養成施設及び講習会の登録に係る手数料を新設するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]
- **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**
神奈川県手数料条例の一部改正などに伴い、新設する手数料のうち収入証紙により徴収する手数料を規定するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]
- **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。
[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

- **神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例の一部を改正する条例**
 国の制度見直しに伴い、条例の有効期限を廃止するため、所要の改正を行う。
 [環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]

- **神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**
 国の制度見直しに伴い、条例の有効期限を平成27年12月31日から平成28年12月31日に延長するため、所要の改正を行う。
 [保健福祉局保健医療部保健予防課 TEL 045-210-4772]

- **南方諸地域戦没者追悼沖縄神奈川の塔整備基金条例の一部を改正する条例**
 南方諸地域で戦没された本県関係者を追悼し、平和を願うために沖縄県糸満市に建設された「神奈川の塔」の整備基金について、引き続き積立て等を行うことができるよう、条例の有効期限を廃止するため、所要の改正を行う。
 [保健福祉局福祉部生活援護課 TEL 045-210-4900]

- **食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例**
 第4次一括法の制定による食品衛生法の一部改正に伴い、食品衛生管理者の養成施設及び講習会の登録に係る手数料を新設するとともに、国のガイドラインの一部改正等を踏まえ、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準について、所要の改正を行う。
 [保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4932]

- **宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例**
 宅地建物取引業法の一部改正に伴い、宅地建物取引士証再交付申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。
 [県土整備局事業管理部建設業課 TEL 045-210-6300]

- **神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例**
 建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。
 [県土整備局建築住宅部建築指導課 TEL 045-210-6241]

- **神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例**
 道路交通法の一部改正に伴い、特定の違反行為を繰り返した自転車の運転者に対する講習の受講が義務付けられることから、講習手数料を新設するとともに、道路交通法施行令の一部改正により、運転免許試験等に関する手数料の標準額が改められたことに伴い、所要の改正を行う。
 [警察本部交通部交通総務課 TEL 045-211-1212 内線5011]

【工事請負契約の変更】

貸金等の変動に基づく請負金額の変更条項の適用に伴い、工事請負契約を変更する。

名 称	請負金額		請負契約者
	変更後	変更前	
県央方面特別支援学校(仮称)新築工事(建築-第1工区)請負契約	12億6,690万5,923円	12億136万5,043円	渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体
県央方面特別支援学校(仮称)新築工事(空調)請負契約	6億3,764万942円	6億3,311万4,662円	有賀・第三・アソー熱特定建設工事共同企業体

[教育局支援部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ 訴訟の提起について

① 建設発生土の不法投棄行為者に対する損害賠償請求訴訟

相模原市緑区葉山島において、建設発生土を不法投棄して旧国有水路を埋め立てた行為者に対し、葉山島水路機能回復工事に係る損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局事業管理部用地課 TEL 045-210-6140]

② 県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ 和解について

新百合丘K I ビル（元麻生県税事務所庁舎）の建物賃貸借契約の解除に伴い、賃料相当損害金の支払い、敷金の返還等について和解する。

[総務局総務室 TEL 045-210-2120]

○ 専決処分について承認を求めること（平成26年度補正予算3件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]